外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「、在外経理官及び企画官」を「及び在外経理官」に改め、同条第一項中「、在外経理官二人及び企画官一人」を「及び在外経理官二人」に改め、同条第五項を削る。

第十一条第一項中「二人」を「三人」に、「うち一人」を「うち二人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月七日　　財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区　分	定　員	備　考
本　省	一五、六〇六人	
国税庁	五五、六六六人	
合　計	七一、二七二人	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十八年九月三十日までの間においては、一五、六三〇人とする。

○厚生労働省令第百四十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月七日　　厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

規　則

○国家公安委員会規則第二十一号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年九月七日　　国家公安委員会委員長　松本　純

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
（警察庁の定員）			
第一条　警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。			
区　分	定　員	備　考	
内部部局			
長官官房	三八九人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。	

改正前			
（警察庁の定員）			
第一条　［同上］			
区　分	定　員	備　考	
内部部局			
長官官房	三八九人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。	

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三一、六〇〇人」を「三一、六二一人」に改め、同表合計の項中「三一、七〇〇人」を「三一、七二一人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月七日　　農林水産大臣　山本　有二

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一五、九七一人」を「一五、九七七人」に改め、同表合計の項中「二一、六六一人」を「二一、六六七人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第十五号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十一号）の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項及び行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、防衛省定員規則及び防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

平成二十八年九月七日　　防衛大臣　稲田　朋美

防衛省定員規則及び防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

（防衛省定員規則の一部改正）

第一条　防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一九、六八三人」を「一九、六八二人」に改め、同表合計の項中「二一、〇六二人」を「二一、〇六一人」に改める。

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第二条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表防衛省本省の内部部局の項中「四七」を「四六」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。